

有効期限切れの新型コロナワクチンの誤接種について

令和4年11月15日に、当院にて実施した新型コロナワクチン(モデルナ社製)の接種に誤りが判明しましたので公表いたします。

概要

有効期限が令和4年11月6日のワクチンを9日後の11月15日に2名の被接種者に誤接種し、うち1名はオミクロン株対応のワクチン接種対象者であったが、従来株対応ワクチンを接種したものです。

原因

担当者のワクチン有効期限及び接種回数の確認が不十分であった。

対応

対象となる2名の被接種者に対し、個別に連絡を取り、お詫びを申し上げるとともに、健康観察を行っていきます。

再発防止の取り組み

診療所内で情報を共有し、有効期限及び接種回数の事前確認を徹底します。

お問い合わせ先

このページに関するお問い合わせは

平日（9：00～16：30）：04-7158-7710(ワクチン担当者まで)をお願いいたします。